

目黒区立第十中学校 学校生活のきまり

学校生活を明るく楽しくするためには、お互いに規則を守り、人に迷惑をかけないようにし、礼儀正しく、秩序ある行動をとることが大切である。

1. 登下校時刻を守る。
2. 登校後は、原則として学校外に出ない。
3. 服装のきまりを守る。
 - (ア) 標準服を着用する。式典や指示された場合等を除き、自分の判断で冬服か夏服を選択する。(令和5年度改訂)
 - (イ) セーター・ベストは指定のものとする。
 - (ウ) 夏服のときに寒い場合は、体育用のジャージを着用してもよい。また冬服の場合は、登下校時を除き体育用ジャージの着用を認める。(令和4年度改訂)
 - (エ) くつ下は、白・黒・グレーまたは紺の無地、女子は紺のハイソックスを着用してもよい。(令和3年度改訂)
 - (オ) 夏服は、学校指定のポロシャツとする。
 - (カ) 冬服のとき、防寒用として手袋、マフラー、防寒着の着用を認める。(令和4年度改訂)
 - (キ) 冬服のとき、ベストかセーターまたはジャケットを着用する。また、ネクタイ・リボンを着用する。(令和6年度改訂)
 - (ク) その日の最後の授業が体育の場合、体育着のまま下校してもよい。(令和6年度追記)
 - (ケ) スラックス・スカートとネクタイ・リボンの組み合わせは自由とする。(令和5年度改訂)
4. 頭髪について
 - (ア) 頭髪は清潔にする。長髪の場合、活動に応じてゴムひも(黒・紺・茶のみ)で結ぶ。また、指示された場合も同様とする。(令和5年度改訂)
 - (イ) 髪飾りはつけない。
5. 上履きは、定められたものを使用し、指定された場所(かかとも)に記名する。
6. 公共物は大切に使う。
7. 学習に必要なものは原則として持ってこない。
8. 登下校時は、交通ルールを守り、安全に注意する。
9. 給食当番は、エプロン、帽子を着用し、衛生に注意する。